

申立人ら（夫婦、子及び夫の母）のうち申立人妻は、申立人夫と避難指示解除準備区域（浪江町）内の自宅に居住し、自宅から近い介護施設に入居中の申立人母（身体障害等級2級）を毎日のように見舞っていたが、原発事故により申立人夫と共に郡山市に避難し、その後も他県の介護施設へ移動を余儀なくされた申立人母に食品や衣類を届けるなどの世話を月に数回ほど行い続けたことについて、平成23年3月分から平成30年3月分まで月額3万円の日常生活阻害慰謝料（増額分）が既払金85万円を控除のうえ賠償されたほか、就労不能損害について平成28年3月分から中古住宅を購入してから1年後となる平成28年6月分まで原発事故の影響割合を3割として賠償され、また、申立人母は、要介護状態での避難生活にかかる日常生活阻害慰謝料（増額分）として平成23年3月分から平成30年3月分まで月額3万円が既払金170万円を控除のうえ賠償されたほか、家族別離にかかる一時金として20万円が賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、同X3及び同X4（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目（別紙記載の対象期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

2 和解金額

被申立人は、前項の損害項目（同項記載の期間に限る。）に対する和解金として、申立人らに対し、金294万円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- （1）本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- （2）本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和3年8月5日

（仲介委員 河合 健司）

令和〇年(東)第〇号 申立人 X1 外 3 名			
損害項目	申立人	対象期間	金額
精神的損害 (日常生活阻害慰謝料・増額分)	X2	H23.3.11～H30.3.31	1,700,000 円
	X4	H23.3.11～H30.3.31	1,050,000 円
就労不能損害	X2	H28.3.1～H28.6.30	190,000 円
			2,940,000 円